

## 主催・共催・主管・後援許可基準

### 【1】主催・共催・主管・後援許可基準

1. 日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という）競技規則、「公認競技会規程」に基づき、開催される競技会であること。
2. 地方公共団体又は公共的団体等が主催または後援し、広く陸上競技愛好者を対象として行われる公益的事業であり、公益性が高く参加者の経済的負担が大きくない事業であること。
3. 主催者賠償保険、参加者賠償障害保険に加入したものであること。
4. 主管とは、主催者に協力し競技会の「競技運営」に限り、それを担当することをいう。
5. 後援は、上記2項の事業に、原則としてこの協会の名義を貸すものとし、事業実施に伴う賠償責任等を問わないものとする。
6. 前各号の規定にかかわらず、次に掲げるものは許可しないものとする。
  - ①営利を目的としているもの。
  - ②宗教的であるもの。
  - ③政治活動につながるもの。
  - ④参加されるものが不当に差別されるもの。
  - ⑤特定の商品、商社、人等の普及、宣伝、売名等のためのもの。
  - ⑥事業終了後も引き続き、この協会、この協会の加盟支部、加盟団体及び会長の責任が問われると認められるもの。事業実施に伴う本協会の賠償責任を問わないものであること。

### 【2】競技会の認定期間、申請者、会場等

1. 競技会および事業の認定期間は、1年間とする。
2. この協会に主催、共催、主管および後援を依頼する競技会および事業の申請者は、主催者となる加入団体、地区陸上競技協会、協力団体もしくは公共団体またはこの協会支援団体であること。
3. 陸上競技場、道路およびクロスカントリー競技コースで行われる競技会は、日本陸連が定める公認陸上競技場、公認コースであること。駅伝競走競技会は、日本陸連駅伝競走基準に準じるコースであること。
4. 陸上競技場以外で行われる競技会は、屋外種目別陸上競技施設公認に関する細則に準じる施設であること。

### 【3】競技会の日程及び実施種

1. 競技会の日程及び実施種目は、この協会主催競技会の日程及び実施種目を鑑み、この協会と競技会および事業の主催者・申請者で調整を図るものとする。

### 【4】申請の方法

1. 新規競技会および事業の申請期限は、別紙「長野陸上競技協会主催等競技会・事業申請書」に記入し、必要書類を添付し下記の日程で申請すること。継続している競技会はこの限りではない。
  - ① 4月1日から7月31日までに開催の競技会・事業は、前年の8月15日まで。
  - ② 8月1日から12月31日までに開催の競技会・事業は、前年の11月15日まで。
  - ③ 1月1日から3月31日までに開催の競技会・事業は、その年の1月15日まで。
2. 申請先は、この協会会長宛とし、電子データと所定の「申請書」をこの協会事務局へ提出すること。
3. 記録会等小規模の競技会に限り、競技会実施の前々月までの申請を可能とする。
4. 日本陸連の承認を受けこの協会に継続している競技会・事業については、その年の1月15日までに継続の意思を明確に事務局へ伝え、競技会実施要項等はそれらの開催3ヶ月前までに事務局へ提出すること。

### 【5】主催等名義使用料

1. 競技会および事業の主催者は、この協会に主催・共催・主管および後援名義使用料を納入する。
2. 競技場で行われる競技会および事業は、原則として1競技会・事業につき主催・共催料50万円以上（税別）、主管料は40万円以上（税別）、後援名義使用料は10万円以上（税別）を納入する。
3. 道路競技およびクロスカントリーについては、原則として参加者一人につき100円程度の主催・共催・主管料（税別）とする。後援名義使用料は参加者が3000名以上の1競技会・事業につき10万円以上（税別）を納入する。
4. 競技会および事業の主催者が協力団体の場合は、主催・共催・主管および後援名義使用料は免除される。

### 【6】その他

上記以外の詳細については、本協会「主催・共催・主管・後援競技会規程」による。

附則 この許可基準は令和2年度の申請から施行する。ただし、令和2年度は移行期間とする。